平成２８年（フ）第５号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目21番１―222号
債務者　中居　孝介
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目38番地　尼崎園田南鉄筋住宅２号棟205号
債務者　中村　千尋
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５３号
福島県郡山市緑町27番７号　ベルエア緑町Ｃ―２号
債務者　伊藤美佳子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第９９６号
神戸市兵庫区東山町１丁目１番10号
債務者　谷口　芳之
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９９７号
神戸市兵庫区東山町１丁目１番10号
債務者　谷口智恵美
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１００１号
神戸市灘区灘北通８丁目１番３―703号
債務者　仁王　雅子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７号
神戸市兵庫区西出町１丁目19番２―308号
債務者　下郡　雅幸
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５１号
佐賀県武雄市若木町大字川古7410番地
債務者　松尾美佐子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１５４号
佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲3443番地
養護老人ホーム済昭園、前住所佐賀県武雄市北方町大字志久2945番地　市営小原住宅47号
債務者　池田　和代
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１号
宮崎市江平西２丁目１番44号　フレクション宮崎303号
債務者　永重　美香
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８５７号
名古屋市緑区森の里２丁目６番地　森の里荘10棟405号
債務者　加藤　美香
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６６５号
熊本市中央区島崎１丁目３番32号　アーサー島崎リベックス703号、前住所熊本市中央区九品寺１丁目12番３号　201
債務者　前原　崇人
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
青森県八戸市江陽２丁目17番10号　コスモハイツ101号、前住所青森県八戸市大字白銀町字右岩淵通30番地５
債務者　板垣　恵子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２号
青森県八戸市大字新井田字石動木平44番地８　みのり荘１階２号室、前住所青森県八戸市湊高台７丁目12番17号　グリーンパーク湊高台Ⅲ２―203
債務者　分枝　幸男
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
神奈川県三浦郡葉山町一色1248番地の１
債務者　鷲頭　宗肇
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２３０号
神奈川県逗子市沼間１丁目２番１号　小島アパート１Ｆ
債務者　鈴木　貴以
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２１０号
広島県福山市南蔵王町１丁目４番６号　旭荘５号
債務者　渡邉　恵美（旧姓上本）
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係